生活介護事業　通所「とも」利用案内

〇生活介護とは？

障害者支援施設などで，日常的に介護を必要とする方に対して，主に日中（昼間）において，入浴，排泄及び食事等の介護や，日常生活上の支援，創作的活動，生産活動の機会等を提供する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。

〇生活介護事業「とも」（通所）

＜提供サービス＞

・身体機能や生活能力の向上のために必要な援助
・生産活動や創作的活動の機会の提供
・所外活動やレクリェーション等の提供
・家族等に対する介護や生活援助等の相談

＜利用できる方＞

・水戸市及び近隣市町村に居住している１８歳以上の主に知的障害者の方
・送迎の対象地域は水戸市内，城里町，笠間市（要相談）

＜サービス提供時間＞

・月曜日～金曜日　９：３０～１６：００（祝日を除く）

＜利用料＞

・障害者総合支援法に定める利用料
　その他実費分（昼食代，おやつ代，創作的活動費など）
　（詳しくはお問い合わせ下さい）

生活介護事業「とも」（通所）は，利用者様の意向や障害の特性を踏まえ，一人ひとりによりそった支援をしています。 見学・体験利用等は，随時受け付けております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先
あすなろの郷生活介護事業「とも」担当　舘岡
電話０２９－２５９－３１２３　内線３９４